

答申保第69号
令和4年10月18日
(諮問保第91号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について一部開示とした情報のうち、「人身安全関連事案速報処理票」に記載されている受理所属欄の階級及び「右上に○○署生活安全課と記載された聴取結果」に記載されている「1 人定事項」中の「人定事項」の左部分については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、令和2年12月3日付けで「令和〇年〇月〇日ころ、（元）中学校担任教師に関する件で〇〇署の警察官から警告を受けていますが、この件に関する〇〇市教育委員会から〇〇警察署に対する通報や相談の記録及び〇〇警察署で作成された書類中の私に関する情報。（鹿児島県個人情報保護条例の適用除外となるものを除く。）」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年12月18日付け鹿人少第186号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和3年3月22日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において述べている審査請求の主たる理由は、「本件処分には違法性が認識される。」というものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された諮問書、弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

- ア 人身安全関連事案速報処理票
- イ 人身安全関連事案速報処理票の別紙
- ウ 「メモ」と題された文書
- エ 右上に検査係と記載された事情聴取結果

- オ 右上に聴取者と記載された事情聴取結果
- カ 右上に○○署生活安全課と記載された聴取結果
- キ 「1 聽取日時 令和〇年〇月〇日」で始まる事情聴取結果

(2) 不開示決定の理由

ア 本件対象保有個人情報には、警察職員の印影など、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており、当該情報は条例第13条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。

イ 本件対象保有個人情報には、事案に関する判断等に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、関係者への報復、不当なけん制を行うなど、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、当該情報は条例第13条第5号に該当することから、不開示とした。

ウ 本件対象保有個人情報には、業務に対する処理方針・判断基準、着眼点等を類推されるおそれのある情報が含まれており、これらを開示することにより、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務妨害などの対象となり、警察内部の連絡、調整事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第7号に該当することから、不開示とした。

エ 条例第17条第3項の規定により、本件処分通知書には、不開示とする部分について条例第13条各号の不開示情報のいずれかに該当し、これらを開示するとどのような支障があるかを具体的に記載し、さらに、複数の不開示情報に該当する場合には、その旨を記載しており、違法性は認められない。

オ 実施機関の開示請求に係る手続についても、条例にのっとって適正に行われていることは明らかであり、違法性は認められない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年4月21日	諮詢を受けた。
7月2日	諮詢実施機関から弁明書の写しを受理した。
8月31日	諮詢の審議を行った。(事務局による事案の説明)
令和4年7月27日	諮詢の審議を行った。(諮詢実施機関から処分理由等を聴取)
9月28日	諮詢の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、上記3(2)のとおり、本件対象保有個人情報が条例第13条第2号、第5号及び第7号のいずれかに該当するとして不開示としたとしている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件処分を取り消すよう求めていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

イ 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分の内容は別表に掲げるとおりであると認められる。

(ア) 条例第13条第2号（第三者に関する情報）

条例第13条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」となるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、

「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 条例13条第5号（公共の安全等に関する情報）

条例13条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

(ウ) 条例13条第7号（事務又は事業に関する情報）

条例13条第7号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

(イ) 開示すべき部分について

a 上記3(1)アの「受理所属」欄中の「階級」欄

実施機関は、当該情報を開示した場合、個人が特定されるおそれがあることから、不開示としたとしている。

しかしながら、警部補以下の階級の職員の異動状況が非公表であれば、当然、各所属の構成状況や事務分掌も公になっておらず、当該情報を開示することにより、特定の個人を識別することはできないため、実施機関の主張には合理性がない。

したがって、当該情報は、条例第13条第2号ただし書ウ（当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職）に該当すると認められる。

また、実施機関は、当該情報は、条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）又は第7号（事務又は事業に関する情報）のいずれかに該当することから、不開示としたとしているが、当該情報を開示した場合、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないため、条例第13条第5号及び第7号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 上記3(1)カの「1 人定事項」中の「人定事項」の左部分

実施機関は、当該部分を開示した場合、当該業務の着眼点、判断基準などを類推されるなど、当該業務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示としたとしている。

しかしながら、当該部分は一般に使用される文言であり、開示することにより、当該業務の着眼点、判断基準などを類推されるとまでは認められず、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼす特段の事情等があるとも認められない。

したがって、当該部分は条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報）に該当せず、開示すべきである。

(オ) その余の不開示部分について

当該部分については、別表中審査会の判断欄に記載しているとおり、条例第13条第2号、第5号及び第7号のいずれかに該当すると認められることから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

別表

1 人身安全関連事案速報処理票

対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分)	不開示理由(条例第13条)			審査会の判断
	第2号	第5号	第7号	
・ 決裁欄及び欄外の一部(警察職員の印影)	○			妥当
・ 文書名の右上部分		○	○	妥当
・ 「受理年月日」欄			○	妥当
・ 「受理所属」欄の一部	○	○	○	「階級」欄につき、開示すべき
・ 「発生日時」欄 ・ 「発生場所」欄	○	○	○	妥当
・ 「被害者・特異行方不明者等(関係者1)」欄の一部	○	○		妥当
・ 2項目		○	○	妥当

2 人身安全関連事案速報処理票の別紙

対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分)	不開示理由(条例第13条)			審査会の判断
	第2号	第5号	第7号	
・ 上部の2行中の一部	○		○	妥当
・ 「1認知の状況」欄の一部 ・ 「2聴取内容」欄	○			妥当
・ 「3措置結果」欄の一部	○	○		妥当

3 メモと題された文書

対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分)	不開示理由(条例第13条)			審査会の判断
	第2号	第5号	第7号	
・ 「メモ」という文書名の下部	○		○	妥当
・ 「1認知状況」欄の一部	○			妥当
・ 「2相談の内容」欄 ・ 「3措置」欄	○		○	妥当

別表

4 右上に検査係と記載された事情聴取結果

対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分)	不開示理由 (条例第13条)			審査会の判断
	第2号	第5号	第7号	
・ 文書名の左部分	○		○	妥当
・ 検査係の右部分	○			妥当
・ 「1 聽取年月日」欄				
・ 「2 聽取方法」欄				
・ 「3 被聴取者」欄の一部				
・ 「4 聽取結果」欄	○		○	妥当

5 右上に聴取者と記載された事情聴取結果

対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分)	不開示理由 (条例第13条)			審査会の判断
	第2号	第5号	第7号	
・ 「聴取者」の右部分	○			妥当
・ 「1 聽取年月日」欄				
・ 「2 聽取場所」欄				
・ 「3 被聴取者」欄の一部				
・ 「4 聽取結果」欄の一部	○		○	妥当

6 右上に○○署生活安全課と記載された聴取結果

対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分)	不開示理由 (条例第13条)			審査会の判断
	第2号	第5号	第7号	
・ 文書名「聴取結果」の左部分	○		○	妥当
・ 「2 聽取結果」の「聴取結果」の左部分				
・ 「2(1) 人定事項」の人定事項の左部分				
・ 「3 聽取結果」の「聴取結果」の左部分				
・ 3(1)項目部分				
・ 「3(2) 聽取結果」の「聴取結果」の左部分				
・ 欄外右上、右下部分			○	妥当
・ 「警部補」の右部分	○			妥当
・ 「1 人定事項」の内容欄の一部				
・ 「2(1) 人定事項」の内容欄の一部				
・ 3(1)欄の一部				
・ 「1 人定事項」の「人定事項」の左部分			○	開示すべき
・ 「2(2)聴取結果」欄	○		○	妥当
・ 「3(2) 聽取結果」の内容欄				

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

別表

7 「1 聽取日時 令和〇年〇月〇日」で始まる事情聴取結果

対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分)	不開示理由(条例第13条)			審査会の判断
	第2号	第5号	第7号	
・ 「聴取者」の右部分	○			妥当
・ 「5参考事項」欄の一部			○	妥当